特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第22条第３項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、同条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年11月27日

東かがわ市長　上村　一郎

案件１

１　対象となる建築物等の所在地等

所在地　東かがわ市南野708番１

構造　ブロック塀等　Ｌ＝39.8m

２　所有者等が行うべき措置の内容

ブロック塀等の除却（基礎を除く。）

３　２の措置が必要となる理由

ブロック塀等に大きな亀裂が入り、道路に傾いている状態が認められ、道路の通行人に対する危険の切迫性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため。

４　措置の期限

令和７年12月12日

４の期限までに２の措置が行われない場合は、市長又はその命じたもの若しくは委任した者が、当該措置を行う。